


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆「パソコン講座（初級編）」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内 容	
3	23	(月)	正副会長会	15:30 ~ 16:10 於: ソラリア西鉄ホテル
3	23	(月)	理事会	16:15 ~ 17:15 於: ソラリア西鉄ホテル
3	25	(水)	決算事務説明会	14:30 ~ 17:00 於: 福岡ガーデンパレス
4	8	(水)	新社会人セミナー	9:30 ~ 16:00 於: 西鉄イン福岡

●支部の行事

月	日	曜	内 容	
毎月1回			大濠公園防犯パトロール（第5支部）	19:00 ~ 19:45 於: 大 濠 公 園
			青少年対策パトロール（第1支部）	16:00 ~ 16:45 於: 天神地区（3丁目）
3	16	(月)	草の根租税講座（第7支部）	10:30 ~ 12:00 於: 春 吉 公 民 館
3	19	(木)	会員交流会（第13支部）	18:30 ~ 22:00 於: 大橋シティボウル他
3	21	(土)	草の根租税講座（第10支部）	10:30 ~ 12:00 於: 塩 原 公 民 館

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容	
3	3	(火)	執行部・委員長等会議	18:30 ~ 19:30 於: 観 山 荘
3	11	(水)	役員会	14:00 ~ 15:00 於: 西鉄グランドホテル
3	11	(水)	経営セミナー	15:30 ~ 16:30 於: 西鉄グランドホテル

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容	
未定			役員会	於: 事務局会議室



(I) 税務カレンダー

- 3月10日 ● 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 3月16日 ● 前年分の贈与税の申告（申告期間：2月3日から3月16日まで）
● 前年分の所得税の確定申告（申告期間：2月17日から3月16日まで）
● 所得税確定損失申告書の提出
● 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
● 確定申告税額の延納の届出書の提出（延納期限：6月1日）
● 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始の日から2ヶ月以内）
● 国外財産調書の提出
- 3月31日 ● 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
● 1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
● 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
● 法人及び個人事業者（前年12月分及び1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
● 7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
● 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
● 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）

(II) 知らないで損する税情報

企業版ふるさと納税

税理士 堤 一 博

今回も令和2年度税制改正についてお話しさせていただきます。

この改正において、適用期限の到来を理由として幾つかは廃止となる他、多少の縮減措置が施されながらも、制度そのものは、概ね延長されています。

このなかで、拡充されて適用期限の延長となったのが、①地方拠点強化税制（オフィス減税・雇用促進税制）、②企業版ふるさと納税（認定地方公共団体の寄付活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税法人税割額及び法人事業税額の特別控除制度）です。

今回は、「企業版ふるさと納税」を取り上げてみました。

個人の「ふるさと納税」は、皆様にも馴染みが多いのではないのでしょうか？

これに比較して、「企業版ふるさと納税」の知名度は、平成28年に創設されながらも必ずしも高いとは言えないように思われます。2018年度の実績では、個人の「ふるさと納税」が約5,127億円に対して、「企業版ふるさと納税」は約35億円とされています。

この一因は、日本の地方公共団体1,967のうち、「企業版ふるさと納税」制度を活用している地方自治体は、414で全体の約24%に止まっていることにあるといわれています。

今回の改正（令和2年度税制改正）でも、この点に配慮して、地方再生計画に記載される「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」について、包括的に事業を認定する方式に転換してその選定作業の簡素化するよう関係法令が改正することとされています。

現行の「企業版ふるさと納税」での税制優遇措置とは、法人住民税、法人事業税、法人税での税額控除です。国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に、法人住民税や法人事業税などから税額控除する仕組みで、まずは、地方税から控除され、これを補完する形で法人税を調整（税額控除）するものです。寄附の受け皿が、地方公共団体であるので、地方法人関係税（法人住民税、法人事業税）での優遇を前面に出している措置といえます。

【現行の税額控除】

1. 法人住民税	寄附額の20%（法人道府県民税所得割：2.9%、法人市町村民法人税割：17.1%）を税額控除する（法人住民税法人税割額の10%が上限）。
2. 法人税	法人住民税の控除額が寄附額の20%に達しない場合、寄附額の20%に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を税額控除する（寄附額の10%、法人税額の5%が上限）。
3. 法人事業税	寄附額の10%を税額控除する（法人事業税額の10%が上限）。

そもそもが、法人税の所得金額の計算においては、「地方公共団体」への寄附金なので、全額損金算入されます。一般的には、約3割の損金算入による軽減効果があるとされています（内閣府 地方創生推進事務局 パンフレット）。

地方公共団体のサイトを眺めてみても、「企業版ふるさと納税」に係る税制措置のイメージとして、損金算入による軽減効果（約3割）、法人関係税における税額控除（3割）で企業負担は4割と説明しています。

この税制上のメリットに対し、デメリットとしては、

1. 個人の「ふるさと納税」とは、異なり返礼品などが無い。
2. 寄付の見返りとして、例えば、補助金を受け取る、公共事業の入札での便宜供与や有利な利率での融資をしても

らうなど、代償としての経済的な利益をうけることは禁止されている。

3. この制度の目的が、地方の推進であることから、地方公共団体が国の認定を受けて行う地方創生事業に対する企業の寄付のみが該当する。

ことが挙げられます。

また、注意を要する点は、

1. 本社が所在する地方公共団体寄附については、「企業版ふるさと納税」制度の対象とはならないこと（例えば、福岡県福岡市に本社が所在する場合には、福岡県と福岡市への寄附はこの制度の対象外となりますが、久留米市への寄附は対象となります。）
2. 対象となる地方公共団体のうち、東京のように地方交付税を受けていない都道府県、三大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏）の不交付団体の市町村は、制度の対象から除かれていること
3. 「企業版ふるさと納税ポータルサイト」（内閣府 地方創生推進事務局 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html）から該当する地方創生事業を必ず確認すること（上記3.への対応策となります。）
4. 1つの地方公共団体への1回の寄付額が、10万円以上であること

などです。

令和2年度税制改正では、企業版ふるさと納税の適用期限を5年間延長することとし、税額控除の割合を現行の2倍に引き上げ、税の軽減効果を最大約9割（現行約6割）としています。

つまり、企業の負担を最大10%にしようというものです。

【改正後の税制措置のイメージ】

損金算入による軽減効果 (約30%)	税額控除 (60%) 法人住民税+法人税 (40%) 法人事業税 (20%)	企業負担 (約10%)
寄付金総額		

1. について少し詳細に書くと下記の表になります。

【令和2年税制改正後の税額控除】

1. 法人住民税	寄附額の40%（法人道府県民税所得割：2.9%、法人市町村民法人税割：17.1%）を税額控除する（法人住民税法人税割額の20%が上限）。
2. 法人税	法人住民税の控除額が寄附額の40%に達しない場合、寄附額の40%に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を税額控除する（寄附額の10%、法人税額の5%が上限）。
3. 法人事業税	寄附額の20%を税額控除する（法人事業税額の20%が上限）。

「企業版ふるさと納税」制度は、節税を目的にするには、必ずしも適切とまでは言い難いものと思います。しかし、企業の社会貢献（CSR）に積極的に取り組んでいる姿をアピールする機会となります。国も地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画の一覧及び全ての地域再生計画内容を内閣府のホームページで公表することとし、同時に、地方公共団体においても積極的に企業にアピールするように求めており、また、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った企業の名前や金額については、企業側が希望しない場合を除き、積極的に公表することとしています。

企業のイメージアップ戦略を検討される場合の参考にしてください

【参考】

- 法人関係税（国税・地方税合計）トータルでの軽減効果のざっくりとしたイメージ

企業版ふるさと納税額	100万円（全額損金算入）
所得金額（支出前）	1,000万円
実効税率	30%
税額控除割合	現行 60%
	改正後 90%

	なし	現行	改正後
①所得金額	1,000万円	900万円	900万円
②税額 (①×30%)	300万円	270万円	270万円
③税額控除額	0	60万円 (60%)	90万円 (90%)
④差引税額 (②-③)	300万円	210万円	180万円
⑤手許に残る額 (①-④)	700万円	690万円	720万円

※あくまでもラフな実効税率に基づくもので、実際の効果は、企業により必ず差異が生じます。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場	
	2	5(水)	13:30～16:30	本部	新設法人説明会	福岡ガーデンパレス	
		17(月)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	西鉄グランドホテル	
	3	11(水)	15:30～17:00	青年部	経営セミナー	西鉄グランドホテル	
		25(水)	14:30～17:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス	
	4	8(水)	9:30～16:00	本部	新社会人セミナー	西鉄INN福岡	
		9(木)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (ワード初級1/2回目)	サンセルコビル2F	
		10(金)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (ワード初級2/2回目)	〃	
		14(火)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (エクセル初級1/2回目)	サンセルコビル7F	
		15(水)	10:30～16:30	本部	パソコン講座 (エクセル初級2/2回目)	〃	
	5						
	6			15:30～16:30	本部	第9回通常総会	ソラリア西鉄ホテル
		3(水)		16:45～18:15	本部	講演会	〃
				18:30～20:00	本部	会員交流会	〃
					本部	経営セミナー (リスクマネジメントセミナー)	
	7						
	8			本部	改正税法説明会	福岡ガーデンパレス	

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です。)